

大安協発 第 7-73 号

令和 7 年 8 月 25 日

会 員 各 位

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会

会 長 光 村 公 介

高圧ガス設備などにおける安全確保の徹底について（依頼）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会に格別のご支援を賜わり厚く御礼を申し上げます。

さて、本年度、従業員や近隣住民の方々が死傷するという高圧ガスが関係する重大事故が発生している事により、高圧ガス製造設備等の緊急点検や作業手順再確認の実施など、安全確保徹底について、関係者へ周知するよう大阪府危機管理室消防保安課長より通知がありましたのでお知らせします。

高圧ガスが関係する事故につきましては当協会から会員様に「事故情報」として既に周知させていただいていますが、（一社）大阪府高圧ガス安全協会のホームページにも掲載していますので参考にしてください。

<参考：（一社）大阪府高圧ガス安全協会 ホームページより>

1. 堺市内の硫化水素ガスなどの漏えい

(2025.05.20) 《事故情報》配管からのガス漏えい：硫化水素中毒事故(1名死亡)(大安協からのお知らせ)

2. 福岡県内の塩素系ガスの漏えい

(2025.07.30) 《事故情報》化学工場から塩素系ガス漏洩事故(大安協からのお知らせ)

3. 群馬県内のフッ素系ガスの爆発

(2025.08.07) 《事故情報》化学メーカー工場(三フッ化窒素製造)で爆発・死亡事故(群馬 渋川)(大安協からのお知らせ)

敬 具

消保第 1666 号
令和7年8月22日

(一社)大阪府高圧ガス安全協会 会長 様

大阪府危機管理室消防保安課長

高圧ガス製造設備等における安全確保の徹底について(依頼)

日ごろから、大阪府の高圧ガス保安行政の推進にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本年 5 月に堺市内の工場における硫化水素ガスを含む可燃性ガスの漏えい、7月に福岡県内の工場で塩素系ガスの漏えい、また、8月には群馬県内の工場でのフッ素系ガスの爆発など、従業員や近隣住民の方々が死傷するという事故が発生しています。

工場等では多種多様なガスが使用されていると思いますが、とりわけ高圧ガスについては、事故が発生すると周辺への影響が大きいことから、事故の未然防止に向けた対策を講じることが必要です。

つきましては、高圧ガス製造設備等の緊急点検や作業手順の再確認の実施など、安全確保の徹底について、貴団体所属の事業者にも周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件については大阪府ホームページ※においても掲載しています。

※産業保安に係る重要なお知らせ(大阪府 HP)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020100/hoantaisaku/sanngyoosirase/index.html>

問い合わせ先
大阪府危機管理室消防保安課
保安グループ 森本、窪田
電話 06-6944-6653
E-mail shobohoan@sbox.pref.osaka.lg.jp